

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。このことは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。

よって国に対し、今月発足した消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

新潟県佐渡市議会議長 竹内 道廣

内閣総理大臣	鳩山	由紀夫	様
総務大臣	原口	一博	様
財務大臣	藤井	裕久	様
内閣府特命（金融）担当大臣	亀井	静香	様
内閣府特命（消費者）担当大臣	福島	瑞穂	様
衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様